



北海道水産業・漁村振興推進計画(第5期) 骨子案

次世代につなぐ水産業と活気あふれる漁村づくりに向けて

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

- 北海道水産業・漁村振興条例第7条の規定に基づき、北海道の水産業・漁村の振興に関する施策を、総合的・計画的に進めるために策定する。

2 計画の位置付け

- 中長期的な視点に立ち、水産業・漁村の振興に関する施策の基本事項及び漁業生産の目標を示すもの。
- 北海道総合計画(平成28年度～令和7年度)の特定分野別計画として位置付け。
- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組に位置付け。

3 計画策定の手法

- 条例第7条第4項及び第5項の規定に基づき、道民の意見や北海道水産業・漁村振興審議会の意見を聴いて策定する。

4 計画の期間

- 今後10年を見通して、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)の取組を示すもの。
- 5年ごと(次は令和9年度)に見直す。

第2 水産業・漁村の振興に関する基本的な方針

1 水産業・漁村をとりまく情勢の変化

(1) 我が国の社会経済情勢の変化

- ・ 少子・高齢化の進行及び人口の減少、世帯の少人数化
都市部への人口集中、消費形態の変化、外国人材の拡大
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
移動制限、経済活動の縮小、消費・流通構造の変化
- ・ 激変する国際情勢
ロシアのウクライナ侵略、北朝鮮等のミサイル発射
- ・ SDGs・カーボンニュートラル・脱プラ等の国際的な取組への対応
ゼロカーボンの取組の拡大、ブルーカーボンへの注目
- ・ デジタル化・スマート化の進展
電子商取引市場やSNSの拡大、ICT機器の発達

(2) 水産業をめぐる情勢の変化

- ・ 気候変動や海洋環境変化等による漁業生産への影響
自然災害の激甚化、主要魚種の不漁、回遊ルート変動、魚種交代
- ・ 漁業生産体制の脆弱化
漁業者の減少・高齢化、漁船や漁労設備の老朽化
- ・ 消費・流通構造の変化
水産物の消費の減少、コロナ禍での外食制限、宅配・個配やネット通販の伸展
- ・ 国際的な漁業情勢の変化
原油や資材の高騰、地域漁業管理機関(中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)・北太平洋漁業委員会(NPFC))による水産資源の保存管理、対ロシア関係漁業への影響
- ・ 水産改革と新たな水産基本計画
新たな資源管理手法の導入、水産業の成長産業化、^{うみぎょう}海業などによる漁村の活性化、

2 本道水産業・漁村の現状と課題

(1) 気候変動や海洋環境変化等による漁業生産の減少

- ・ 気候変動や海洋環境変化等への適応
- ・ 新たな資源管理手法の円滑な導入
- ・ 赤潮等の影響を受けた水産資源の早期回復

(2) 社会経済の変化と少子・高齢化

- ・ ICT機器の積極的な活用
- ・ 漁業就業者の確保
- ・ 高度な漁業人材の育成

(3) 国内外の消費・流通構造の変化

- ・ 消費・流通形態の多様化に対応した消費拡大
- ・ 食の安全・安心の確保
- ・ 海外市場のニーズを捉えた輸出の拡大

(4) 漁村地域の活力向上

- ・ 漁協の事業や経営基盤の強化
- ・ 漁村地域の防災力強化
- ・ 海洋関連産業との連携など特色ある地域づくり
- ・ 環境保全や海難救助、ブルーカーボンなど漁村の有する多面的機能の維持・強化

(5) 水産技術の向上と道民理解の促進

- ・ 海洋環境の変化等に対応した調査研究、技術普及
- ・ コスト面の課題を克服するための増養殖技術の研究・開発
- ・ 食育等を通じた水産業・漁村に対する道民理解の促進

3 施策推進の基本的な考え方

条例第2条にある3つの基本理念をふまえ、水産業・漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

- (1) 海洋環境の変化等に対応した漁業生産の早期回復と新たな生産体制の構築
(条例第8条、第9条)
- (2) 持続可能で魅力ある漁業経営体の育成と人材確保
(条例第10条、第11条、第12条)
- (3) 消費者ニーズに合った道産水産物の供給力強化
(条例第13条、第14条)
- (4) 水産業を核とした漁村の活性化
(条例第15条、第16条、第17条、第18条)
- (5) 水産技術の向上と道民理解の促進
(条例第19条、第20条)

4 施策展開にあたっての留意点

- (1) 国、市町村、漁協等との適切な役割分担と連携
- (2) 水域利用関係者を含めた道民理解の促進
- (3) 円滑な事業の推進、国への働きかけ(法や制度の整備等)

第3 施策の展開方向

1 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用

● 施策課題

- ・ 海洋環境の変化の把握と適切な資源評価・資源管理による水産資源の増大
- ・ 海洋環境の変化等の影響を受けにくい漁業生産体制づくりの推進
- ・ 秩序ある操業体制の確立

● 施策の展開方向

○ 新たな資源管理の推進

- ・ 適切な資源調査と資源評価の実施。
- ・ 水産資源の持続的な利用のための資源管理の推進。
- ・ 改正漁業法に基づく資源管理協定による自主的な取組の促進。

等

○ 海洋環境の変化等の影響を受けにくい漁業生産体制づくりの推進

- ・ ICT等を活用した海洋環境情報の収集・分析や資源管理の効率化。
- ・ 赤潮等の影響を受けた水産資源の早期回復。
- ・ 赤潮原因プランクトンのモニタリングの実施による監視。

等

○ 増加傾向にある水産資源の利用促進

- ・ マイワシやブリ等の増大資源の有効利用。

等

○ 漁業取締と密漁取締体制の強化

- ・ 関係機関と連携した取締体制の充実強化。

等

○ 漁業と遊漁等との調和・協調した水面や資源利用の推進

- ・ 秋サケ船釣りライセンス制などによる秩序ある資源利用。
- ・ 遊漁者等の漁業や資源管理に対する理解の促進。

等

2 栽培漁業の推進

● 施策課題

- ・ 秋サケ資源の早期回復
- ・ ホタテガイ、コンブ等主要魚種の生産安定化
- ・ 回遊資源に頼らない生産体制に向けた資源増大の推進
- ・ サケ類等の魚類養殖や陸上養殖の検討

● 施策の展開方向

○ 秋サケやホタテ、コンブの生産回復と安定化

- ・ 秋サケ資源の減少原因の解明と海洋環境の変化に対応した持続的な増殖事業の展開。
- ・ ホタテガイやコンブの安定生産に向けた増養殖技術の改良・開発。

等

○ 海域の特性に応じた栽培漁業の取組強化

- ・ 効果的・効率的な放流技術の改良。
- ・ 他県との種苗生産施設間での広域的な連携。
- ・ 放流サイズの見直し等による低コスト化や放流効果向上のための技術改良。
- ・ 赤潮など近年の海洋環境の変化等に対応した増養殖技術の開発。
- ・ 赤潮等の影響を受けた水産資源の早期回復。

等

○ 将来を見据えた新たな増養殖の展開

- ・ 波浪や海水温上昇の影響を受けにくいホタテガイやコンブ等の増養殖の推進。
- ・ 地域の実情に応じたサケ類等魚類養殖及びウニ等陸上養殖における技術開発と普及、企業化。
- ・ 栽培漁業で培った技術を活かした新たな魚種の養殖技術の開発。

等

3 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進

● 施策課題

- ・ 新規就業者の確保・育成と漁業及び漁村への定着
- ・ 高齢者や女性等に配慮した就労環境づくり

● 施策の展開方向

○ 新規就業者の確保・育成

- ・ 漁業就業関連情報の発信、就業希望者と受入者とのマッチング。
- ・ 新規就業者が漁村に定着する体制づくり。

等

○ 漁業技術や知識の習得のための研修

- ・ 漁業研修所における研修の推進。

等

○ 高齢者や女性等に配慮した働きやすい就労環境の整備

- ・ 風雪等の影響を軽減するための漁港施設等の改良・整備。
- ・ ICT等を活用した省力化の実現。

等

○ 漁村地域での漁業者活動の促進

- ・ 地域漁業振興の中核や指導的役割を果たす漁業士の認定。

- ・ 漁業者グループや漁業士等による環境保全や水産教室等の活動促進。

等

4 安定的な水産業経営の育成

● 施策課題

- ・ 社会経済情勢の変化、海洋環境の変化等に対応できる漁業経営体の育成
- ・ 漁船や漁労機器の計画的な更新
- ・ 収益性の高い操業体制への転換
- ・ 北方四島周辺海域などにおける操業機会の安定確保

● 施策の展開方向

○ 漁業経営の安定

- ・ 漁業共済制度や漁業収入安定対策事業、制度資金等の活用による経営の安定化。
- ・ 燃油等のセーフティネット事業の活用促進。
- ・ 漁船や漁労機器の計画的な更新。

等

○ スマート水産業の実現による収益性の向上

- ・ 操業体制の転換等による高収益化の取組の推進。
- ・ ICT等の活用による漁労作業の効率化・軽減化、収益性の向上。

等

○ 日本とロシアの協定に基づいた操業機会の確保

- ・ 北方四島周辺海域などでの安定的な操業機会の確保。

等

5 協同組合組織の経営の安定

● 施策課題

- ・ 協同組合組織の経営安定と健全性の確保

● 施策の展開方向

○ 漁業協同組合等の経営安定

- ・ 組織体制の維持・強化に向けた取組の推進。
- ・ 事業内容の見直し・充実強化。

等

○ 漁業協同組合等の健全性の確保

- ・ 国や漁協系統団体と連携した法令遵守等に係る指導監督の実施。
- ・ 漁協系統団体との連携による経営不振漁協の収支改善に向けた指導。

等

6 安全かつ良質な水産物の安定的な供給

● 施策課題

- ・ 道産水産物の安全・安心の確保
- ・ 生産・加工・流通現場での衛生管理の推進

● 施策の展開方向

○ 道産水産物の安全・安心の確保

- ・ ホタテガイ等の貝毒検査・海域モニタリングの実施。
- ・ 道産水産物の放射性物質モニタリングの実施。

等

○ 衛生管理の高度化の推進

- ・ 屋根付き岸壁の整備など衛生管理型漁港の整備。
- ・ 鮮度保持施設の整備やHACCP認定取得の推進。
- ・ 生産者等による鮮度保持対策の推進。

等

7 水産物の競争力の強化

● 施策課題

- ・ 消費や販路の拡大、付加価値向上の取組の推進
- ・ 輸出拡大

● 施策の展開方向

○ 道産水産物の消費や販路の拡大

- ・ 地域や魚種の特性を活かした消費や販路の拡大。
- ・ 宅配・個配やネット通販の増大など流通構造の変化を捉えた消費の拡大。
- ・ 漁獲が増加している魚種の販路の拡大やPR等の実施。

等

○ 水産物の付加価値向上

- ・ 最新技術を活用した加工施設の整備促進による付加価値向上。
- ・ 消費者ニーズの変化に対応した新商品の開発促進。
- ・ 地理的表示(GI)保護制度など、地域・商品特性を活かしたブランド化の推進。

等

○ 輸出拡大にむけた環境整備

- ・ 水産エコラベルの取得による競争力強化。
- ・ 東南アジアや欧米など新たな取引先国や輸出品目の拡大。
- ・ 取引先国の取引条件に合わせた施設整備やHACCP認定の取得促進。

8 水産資源の生育環境の保全及び創造

● 施策課題

- ・ 藻場・干潟の保全と創造
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 沿岸域の環境保全

● 施策の展開方向

○ 沿岸環境の保全対策の推進

- ・ 水産資源の生育場所として重要な藻場・干潟の保全と造成。
- ・ 流木等の海岸漂着物処理の促進。
- ・ ヨーロッパザラボヤ等の外来生物の駆除や適正処理等の推進。
- ・ 赤潮等の影響を受けた水産資源の早期回復のための取組の推進。

等

○ 豊かな海づくりと生物多様性の保全

- ・ 魚付林としての植樹活動の推進。
- ・ 魚道の設置や維持改修など遡河性魚類等に配慮した河川環境の保全。

等

9 環境と調和した水産業の展開

● 施策課題

- ・ カーボンニュートラルの推進
- ・ 水産系廃棄物の処理と循環的利用
- ・ 野生生物による漁業被害防止対策

● 施策の展開方向

○ 水産分野におけるゼロカーボン北海道への貢献

- ・ 水産業・漁村における再生可能エネルギーの積極的な利活用の推進。
- ・ 洋上風力発電に係る関係者間の協議等の推進。
- ・ ブルーカーボンとして期待される藻場・干潟の保全・造成。

等

○ 水産系廃棄物の適正処理と循環利用

- ・ 水産系廃棄物の処理体制づくりの推進。
- ・ 水産系廃棄物の循環利用の促進。

等

○ トド等野生生物による漁業被害防止対策の推進

- ・ トド・アザラシ等による漁業被害防止のための駆除や追払い等の取組推進。
- ・ トド駆除ハンターの育成確保。

等

10 快適で住みよい漁村の構築

● 施策課題

- ・ 自然災害への対応
- ・ 漁船やプレジャーボートなど海難事故への対応
- ・ 漁業就労環境の向上

● 施策の展開方向

○ 安全な漁村づくり

- ・ 自然災害の発生に備えた漁村地域の防災・減災対策の強化。
- ・ 救難所を中心とした海難事故の未然防止活動と救助活動への協力の推進。

等

○ 働きやすい漁村づくり

- ・ 風雪等の影響を軽減するための漁港施設等の改良・整備。
- ・ 予防保全型の老朽化対策による漁港機能の維持・保全。

等

11 活力ある漁村の構築

● 施策課題

- ・ 海洋関連産業との連携
- ・ 特色ある地域づくりと漁村の活性化

● 施策の展開方向

○ 海洋関連産業と連携した漁村づくり

- ・ 地域と連携した水域や漁港の適正利用の推進。
- ・ 漁港施設や地域資源を活用した体験型観光やアドベンチャートラベル等の取組推進。

等

○ 地域の特色を活かした漁村の活性化

- ・ 漁港の静穏域を活用した増養殖の推進。
- ・ 新規就業者定着促進の取組など離島地域の振興。

等

12 道民理解の促進

● 施策課題

- ・ 次世代を担う子供達等への道産水産物・水産業への理解促進

● 施策の展開方向

○ 道産水産物や水産業の情報公開活動の推進

- ・ 道庁公式ウェブサイトやSNSを活用した情報発信。
- ・ 学校給食等を通じた食育の推進。
- ・ 出前授業等や料理教室による道民・漁業者間での交流・理解促進。

等

13 水産業の振興に関する技術の向上

● 施策課題

- ・ 海洋環境の変化に対応した水産業の技術開発
- ・ 多様化するニーズに応じた技術普及

● 施策の展開方向

○ 試験研究機関等と連携した調査研究の推進

- ・ 海洋環境変化に対応した各種研究開発の推進。
- ・ 海洋環境を迅速に把握するためのモニタリング等の技術開発。
- ・ 赤潮等の発生メカニズムの解明と発生予察技術の開発。

等

○ 地域ニーズに応じた技術普及

- ・ 漁場環境や資源管理等、多様化するニーズに応じた普及指導の実施。
- ・ 地域関係機関との連携強化。

等

第4 水域別の施策の展開方向

1 区分の考え方

地域や海域の特性に応じて、次の6つに区分する。

- ・ 日本海北部海域
- ・ 日本海南部海域
- ・ えりも以西太平洋海域
- ・ えりも以東太平洋海域
- ・ オホーツク海海域
- ・ 内陸の水域

2 水域別の施策の展開方向

それぞれの水域の特性等をふまえ、地域性のある取組を盛り込みとりまとめる。

- 水域の概要

- 施策の展開方向

第5 計画の目標(漁業生産の目標)

1 基本的な事項

- ・ 目標年を令和14年(2032年)とする。
- ・ それぞれの課題が解決した場合に実現可能な水準として設定する。

2 漁業生産の目標

- ・ 漁業生産数量(分類ごと及び主要魚種ごと)
- ・ 漁業生産額(漁業就業者一人あたり生産額)

第6 計画の推進体制

1 推進体制

- ・ 選択と集中の視点から施策を重点化する。
- ・ ニーズに合った調査・試験研究を行う。
- ・ 庁内横断的な連携により、施策を総合的に実施する。

2 推進管理

- ・ 条例の規定による年次報告により公表する。
- ・ 毎年度、施策評価を実施する。

資料編

- 1 関連図表
- 2 関連指標
- 3 関連する主な計画等
- 4 用語解説